

「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を改正する告示（案）」に関する意見募集について

令和4年12月23日
個人情報保護委員会事務局

1 意見募集対象

「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を改正する告示（案）」

※ 最終的な内容は、本案から変更される可能性があります。

2 資料入手方法

(1) e-Gov からダウンロード

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

(2) 窓口での配布

個人情報保護委員会事務局

(東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階)

3 意見提出期限

令和5年1月27日（金）まで（郵送の場合は同日消印有効）

4 意見の提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の当該意見募集ページの意見フォームから、意見提出様式に掲げられた事項を記入の上御提出ください。

御意見を提出する場合、御意見の対象となる箇所を明記してください。

(2) 郵送を利用する場合

別紙意見提出様式に掲げられた事項を記入の上、下記住所に送付してください。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階

個人情報保護委員会事務局（国際室）宛て

封書の場合は、必ず封書表面に「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を改正する告示（案）」についての意見提出」と分かりやすい場所に記入して下さい。

(3) 電子メールを利用する場合

別紙意見提出様式に掲げられた事項を記入したファイルを添付した上、下記のメールアドレス宛てに送付して下さい。

メールアドレス：international.i7d@ppc.go.jp

（件名は「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を改正する告示（案）」についての意見提出」として下さい。）

5 留意事項

- (1) 御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は受け付けません。
- (2) 御意見には、氏名（団体の場合は団体名、所属及び担当者名を記入）、電話番号又は電子メールアドレスを記入して下さい。なお、これらは、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。
- (3) 提出していただく御意見は日本語に限ります。
- (4) 意見募集対象としておりますのは、上記1に掲げる案に記載の今回改正を行う内容に関するものとなっております。改正の内容に関係の無い御意見につきましては、対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 その他

- (1) 皆様からお寄せいただいた御意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) お寄せいただいた御意見につきましては、個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部改正の参考とさせていただくとともに、提出者の氏名等を除き、公表させていただく場合があります。
- (3) お寄せいただいた個人情報については、御意見の内容確認等の連絡目的に限って利用し、適正な管理を行います。

別紙 意見提出様式

氏名	(フリガナ)
所属	(団体名) (部署名)
電話番号 (又は) 電子メールアドレス	
御意見	(該当箇所) 「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から 充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する 補完的ルールの一部を改正する告示(案)」の ページ (御意見) (理由)

※用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。